

保護者様

うじな保育園

インフルエンザ又は新型コロナウイルス感染症以外の感染症による出席停止及び再登園について

平素から、本園の保育につきまして、御理解と御協力を賜りましてありがとうございます。

感染症に罹患した場合には、学校保健安全法第19条の基準に準じて出席停止の措置をとります。出席停止の期間中は医師の指示に従って療養してください。

また、病状が回復し登園する際には、医師に「感染症等治癒通知書」を記入していただき、保護者から保育園等へ提出をお願いいたします。

【出席停止について】

- 保育園における感染症の拡大防止を目的とする措置です。
- 感染症による出席停止の期間の基準（学校保健安全法施行規則第19条2項）は、裏面のとおりとされています。

----- (切りとらないでください) -----

【医師記入欄】

感染症等治癒通知書

保育園 組

氏名 _____

病名 _____

病状が回復し、集団生活に支障がない状態になったので、登園可能と判断します。

令和 年 月 日

医療機関名 _____

医師名 _____

保育園長様

感染症による出席停止の期間の基準（学校保健安全法施行規則第19条2項）

【広島市保育園及び認定こども園が医師による「感染症等治癒通知書（意見書）」を求めている感染症】

代表的な感染症		出席停止の期間の基準
第二種	麻しん（はしか）	解熱後3日を経過していること。
	風しん	発しんが消失していること。
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが消失していること。
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、頸下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること。
	咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること。
	百日咳	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること。
	結核	医師により感染の恐れがないと認められていること。
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	腸管出血性大腸菌感染症 (0157・026・0111等)	医師により感染の恐れがないと認められていること。
	急性出血性結膜炎	
	流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失していること。

【広島市保育園及び認定こども園が医師による「感染症等治癒通知書」を求めていない感染症】

第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、幼児にあっては解熱した後3日を経過するまで。 ただし、病状により園医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない。
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過すること。
第三種	(例示) ・溶連菌感染症 ・マイコプラズマ肺炎 ・手足口病 ・伝染性紅斑（りんご病） ・ノロウイルス感染症 ・ロタウイルス感染症 ・ヘルパンギーナ ・RSウイルス感染症 ・帯状疱疹 ・突発性発しん ・その他	医師により感染の恐れがないと認められていること。 ■通常みられないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、第三種の感染症として緊急的に措置をとることができるものとして定められているものです。そのため、あらかじめ特定の疾患を定めているものではありません。 ■「その他の感染症」に該当するかどうかについては、保育園等へお問い合わせください。